『厚生労働省 教育訓練給付制度』支給申請について

アーカイブズ学専攻は、「厚生労働省 教育訓練給付制度」の指定講座になっています。

○厚生労働省 教育訓練給付制度とは…

雇用保険に加入もしくは加入していた者を対象に、一定の条件を満たせば修了時に受講料の20%に相当する金額(上限10万円)が支給される制度。本専攻の場合は、10万円が修了後に支給される。

○対象者

平成23年4月以降入学者、また雇用保険に現在3年以上加入している者もしくは退職後1年以内であり、在職中3年以上加入していた者。ただし、初めてこの給付金制度を受ける場合は、雇用保険加入期間が1年以上であれば支給申請可能。申請希望者は必ず申請前に該当するかどうかをハローワークへ照会すること。

※申請希望者は、1年次の授業料の領収書を必ず保管しておくこと(申請時に必要となるため)。

○申請方法

修了後1ヶ月以内に下記書類をまとめてハローワークへ提出する。

【提出書類】

- ①教育訓練給付金支給申請書(専攻より修了時に配布)
- ②教育訓練修了証明書(専攻より修了時に配布)
- ③領収証(専攻より修了時に配布)
- ④本人・住居所確認書類(運転免許証、国民健康保険被保険者証など)
- ⑤雇用保険被保険者証(雇用保険受給資格証でも可)
- ⑥教育訓練受講証明書(離職者が申請する場合にハローワークへ提出が求められる場合がある。事前に専攻事務室へ発行依頼をすること。)